

令和 8 年度新潟生命歯学部

学 生 便 覧

番 号	氏 名

日 本 歯 科 大 学

目 次

はじめに	3
(1) 本学の概要について	4
(2) 建学の精神と目的, 教育理念, 教育目標	10
(3) 教育方針	11
(4) 年間教務予定表	13
(5) 教務概要について	14
(6) 授業について	15
(7) 授業科目と履修時期について	20
(8) 試験・成績について	23
(9) 進級・留級について	25
(10) 休学・復学・退学・除籍について	26
(11) 賞罰	28
(12) クラスについて	28
(13) 一般心得について	30
(14) 震災・火災時等の心得について	33
(15) 教務部・学生部について	35
(16) 証明書について	37
(17) 届出書等について	38
(18) 願・届・証明書の手続きについて	39
(19) 願・届・証明書一覧表	39
(20) 課外活動について	40
(21) 学生の催しについて	42
(22) 厚生施設について	43
(23) 学生奨学制度について	44
(24) 学生総合保険について	45
(25) 図書館について	48
(26) 校内案内図	50
(27) 事務室・保健センター案内図	50
(28) 売店案内図	51
(29) 体育館案内図	51
(30) 教室・自習スペース案内図	52
(31) 授業科目別責任者一覧	55
(32) 日本歯科大学学則(抜粋)	65
(33) 日本歯科大学除籍者の復籍取扱い細則(抜粋)	69
(34) 歯科医師法(抜粋)	70

は じ め に

この「学生便覧」は、学生諸君の入学および進級に際し、勉学の道しるべとして、本学における教務はじめ、学生生活上の要点をまとめたものである。

ここに挙げられている事項は、すべて諸君のこれからの学生生活にかかわりのあることであるから、「大学案内」と併用しながら、よく読んで十分に理解し、また必要に応じて参考に資するよう希望する。

本学としては、これらの内容は諸君が当然承知しているものとして対処するので、後日知らなかったというようなことのないよう留意願いたい。

(1) 本学の概要について

創立百周年

“歯学は私学によって創られた”と言われる。わが国の歯科界は、私立の手によって今日の発展をみた。本学はわが国最初の歯科医学学校として、明治40年（1907年）、中原市五郎によって創立された。今日まで2万余名の卒業生を輩出し、2006年、100周年を迎えた。これを記念して2006年1月、本学校友会により、皇居大手門を臨む千代田区大手町1丁目に、「日本歯科大学発祥の地」の記念碑が建立された。その碑文には、次のように刻まれている。

『中原市五郎は、この地に、明治40年6月（1907）、公立私立歯科医学学校指定規則に基づくわが国最初の歯科医学学校として、私立共立歯科医学学校を創立した。

わが国の歯科医療は黎明期にあり、「学・技両全にして人格高尚なる歯科医師の養成」を建学の目的とした。国民の生命と健康を守るため、歯・顎・口腔の医学を教導し、数多くの優れた歯科医師を輩出し、歯科医療の発展と患者の福祉に尽力した。

明治42年に現在の千代田区富士見1丁目に移転し、日本歯科医学専門学校を経て昭和22年に日本歯科大学に昇格した。

日本歯科大学は、私学として「自主独立」という建学の精神を継承し、生命歯学部と新潟生命歯学部の2学部をはじめ、大学院2、附属病院2、短期大学2、博物館1を有する世界最大の歯科大学となった。』

学部名称の変

本学は、2006年4月より、全国の歯科大学・歯学部在先駆けて、学部等の名称を『生命歯学部』に変更した。歯科医学は生命体を学ぶ学問であり、歯科医療は生命体への医行為であることから、生命科学のレベルに相応しいネーミングとして、生命という2字を冠した。これによって、歯科学生と歯科医師の意識を改革し、患者国民の歯科に対するイメージを一新することを期している。

本学の年表抄

明治40年(1907) 6月	中原市五郎, 私立共立歯科医学校を創立
40年(1907) 7月	原田朴哉, 校長に就任
42年(1909) 6月	私立日本歯科医学校と改称
42年(1909) 8月	専門学校令により私立日本歯科医学専門学校に昇格
44年(1911) 2月	中原市五郎, 校長に就任
大正8年(1919) 12月	財団法人日本歯科医学専門学校となる
8年(1919) 12月	中原市五郎, 理事長に就任
昭和11年(1936) 9月	加藤清治, 校長に就任
16年(1941) 3月	中原 實, 理事長に就任
22年(1947) 6月	旧制日本歯科大学に昇格, 大学予科を設置
23年(1948) 1月	中原 實, 学長に就任
26年(1951) 2月	学校法人日本歯科大学となる
27年(1952) 4月	新制日本歯科大学となる
30年(1955) 4月	大学予科を廃止し, 歯学部進学課程を設置
35年(1960) 4月	大学院歯学研究科(博士課程)を設置
43年(1968) 4月	附属技工士専門学校(歯科技工士科)を附設
46年(1971) 4月	附属歯科専門学校と改称し, 歯科衛生士科を増設
47年(1972) 4月	新潟歯学部を設置
56年(1981) 4月	中原 爽, 学長に就任
56年(1981) 6月	新潟歯学部附属医科病院を設置
58年(1983) 4月	附属新潟専門学校(歯科衛生士科)を附設
59年(1984) 8月	中原 爽, 理事長に就任
62年(1987) 4月	日本歯科大学新潟短期大学を設置
平成元年(1989) 9月	医の博物館(新潟歯学部)を附設
2年(1990) 4月	大学院新潟歯学研究科(博士課程)を設置
3年(1991) 4月	中原 泉, 学長に就任
7年(1995) 6月	佐藤 亨, 学長に就任
12年(2000) 4月	中原 泉, 学長に就任
12年(2000) 7月	中原 泉, 理事長に就任
17年(2005) 4月	日本歯科大学東京短期大学を設置
18年(2006) 4月	学部名を生命歯学部, 新潟生命歯学部と改称, 大学院研究科名を生命歯学研究科, 新潟生命歯学研究科と改称
18年(2006)	日本歯科大学創立100周年
24年(2012) 10月	口腔リハビリテーション多摩クリニック開院
30年(2018) 4月	在宅ケア新潟クリニック開院
30年(2018) 12月	認知症カフェ(N-Cafe Angle)開設
令和2年(2020) 4月	藤井一維, 学長に就任
3年(2021) 10月	日本歯科大学新潟病院と日本歯科大学医科病院を統合
7年(2025) 4月	新宿区筑土八幡町に東京短期大学を移転
7年(2025) 4月	新潟短期大学に歯科技工学科を開設

本学の校章

大正12年改定

中原 實作図 校章

シンボルマーク



本学の校歌

大正13年制定

木暮英男作詞

児玉花外校閲

近藤栢次郎作曲

1

大空流るる暁の鐘の響に明け初むる
芙蓉八朶の姿こそ我等が母校の守なれ
地はよし九段富士見原
名はよし日本歯科大学

2

高鳴る血潮の香をのせて岸うつ文化の波頭
振るい立つべき同胞の甘幸もたらす学徒われ
地はよし新潟浜の浦
名はよし日本歯科大学

今さし出ずる朝日子の平和と愛との輝きに
 照りそう真紅の光こそ我等が母校の使命なれ
 地はよし九段富士見原
 名はよし日本歯科大学

日本歯科大学校歌

作詞 木暮 英男
 作曲 近藤栢次郎

お おぞらながるる あかつきの
 か ねの ひびきにあけーそむる
 ふ よう はーだの す がたこ そ わ
 れ らが ぼ こーの まもりなれー
 ち はよしく だんふ じーみは ら な
 は よしに ほん し かだ い がく

本学の組織

学校法人日本歯科大学

- (1) 日本歯科大学大学院生命歯学研究科
日本歯科大学大学院新潟生命歯学研究科
- (2) 日本歯科大学生命歯学部
日本歯科大学附属病院
日本歯科大学生命歯学部・共同利用研究所
- (3) 日本歯科大学新潟生命歯学部
日本歯科大学新潟病院
日本歯科大学新潟生命歯学部・先端研究センター
日本歯科大学新潟生命歯学部・医の博物館
- (4) 日本歯科大学新潟短期大学・歯科技工学科，歯科衛生学科
- (5) 日本歯科大学東京短期大学・歯科技工学科，歯科衛生学科

本学の 役員と役職

理 事 長	中 原 泉
学 長	藤 井 一 維
歯 学 部 長	中 原 賢
教 務 部 長	佐 藤 聡
学 生 部 長	二 宮 一 智
病 院 長	戸 谷 収 二

新潟生命歯学部概要

名 称	日本歯科大学新潟生命歯学部 The Nippon Dental University School of Life Dentistry at Niigata
所 在 地	新潟県新潟市中央区浜浦町1-8 (☎951-8580) 1-8, Hamaura-cho, Chuo-ku, Niigata, Niigata, 951-8580 Japan
電 話	025 (267) 1500<大代表>
交 通	○新潟駅からバス約25分, 浜浦町一丁目下車徒歩約1分 新潟駅から車約15分 ○空港からバス約50分, 新潟駅またはバスセンター乗換え。 空港から車20~30分
環 境	日本海側随一の都市で, 県庁所在地。市街は広大な越後平野を貫流する信濃川の河口にあり, 昔から情緒豊かな街である。本学は新潟駅より約4 km, 海沿いの市内の一等地に広大なキャンパスを有する。
校 地	65,218.33m ² (19,763坪)
校 舎	24,600.18m ² (7,454坪)
新 潟 病 院	12,458.50m ² (3,774坪)
新 潟 寮	827.05m ² (250坪)

(2) 建学の精神と目的, 教育理念, 教育目標

建学の精神と目的

本学は、その創立以来建学の精神を「自主独立」、学校の目的を「学・技両全にして人格高尚なる歯科医師の養成」と定め、百年を超える年月において脈々と継承している。

教育理念

本学の建学の精神に則り、創立以来自立して歯科医療を担うことができる優れた歯科医師の育成に努めてきたが、本学学則は、その目的を「歯・顎・口腔の医学を教授研究し、知的、道徳的、応用的能力を展開させ、国民の健康な生活に貢献する」と規程している。その目的を体して、医学の一領域・人体の健康を担当する医療人として生命体ならびに生命体への医行為を学ぶことにより、知識と技術と倫理観、すなわち学・術・道を兼ねそなえた歯科医師の育成を目指している。また、本学大学院学則は、その目的を「歯学に関する学術の理論とその応用を教授し、研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な研究能力とその基盤となる豊かな学識を養って、歯学の発展に寄与する」と定め、歯科医学研究者養成の理念としている。

教育目標

- 1) 幅広い教養と倫理観を持った医療人の育成
- 2) 問題を発見し解決する能力を持った医療人の育成
- 3) コミュニケーション能力のすぐれた医療人の育成
- 4) 歯科医学の最新の知識を生涯学び続ける能力をもった医療人の育成
- 5) 科学的根拠に立脚した医療を実践できる医療人の育成
- 6) 専門に偏らない幅広い知識と技能を有する医療人の育成
- 7) 高齢者の介護福祉など地域医療に貢献できる医療人の育成
- 8) 口腔疾患を全身的関連で把握することのできる医療人の育成
- 9) 健康増進と疾病の予防に貢献できる医療人の育成
- 10) 世界をリードする国際性を有する医療人の育成

(3) 教育方針

ディプロマ・ポリシー (学位授与方針)

修業年限以上在籍し、所定の単位数を修得するとともに、以下の能力を身につけた者に学士の学位を授与する。

- ・生命体との関連性に幅広い知識を有し、必要に応じて応用できる能力
- ・幅広い教養と倫理観を持つプロフェッショナリズムを備えた医療人として行動できる能力
- ・根拠に立脚した歯科医学知識を生涯学び続け、患者の問題を発見し解決する能力
- ・高いコミュニケーション能力を身につけ、患者および医療系多職種と良好な連携が構築できる能力
- ・専門に偏らない幅広い知識を身につけ、その基本的技能を実践する能力
- ・超高齢社会に対応した地域包括ケアを実践できる能力
- ・医療人として国際社会において幅広く活動できる能力
- ・生涯にわたり自らの能力向上のため研鑽する能力

カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)

建学の精神である「自主独立」のもと、ディプロマポリシー(学位授与方針)に掲げる人材を育成するために、以下の通りカリキュラムを編成している。

- ・ディプロマ・ポリシー達成のため、シラバスに全授業科目の到達目標、学習方略、評価方法を明記し、学習計画を提示します。
- ・歯科医学と生命体との関連性を念頭においた一貫教育を実施します。
- ・初期教育として歯科医学生に必要な自然科学、人文・社会科学、語学教育、情報科学教育を行うとともに、医療人の基礎となるコミュニケーション能力、倫理観、プロフェッショナリズムに

関する教育を実施します。

- 医療英語コミュニケーション学習や姉妹校への短期留学により、医療従事者としての国際感覚を醸成します。
- PBLテュートリアルにより、論理的思考に基づく問題解決能力、科学的探究心を養成します。
- 歯学教育モデル・コア・カリキュラムを基本とした基礎医学、臨床歯科医学に関する教育を実施するとともに、臨床能力の習得をめざし基礎と臨床を統合した教育を実施します。
- 診療参加型臨床実習の準備教育として、臨床実習前に臨床歯科学の講義による知識の習得のみならず、臨床基礎実習（シミュレーション実習）による技能・態度の習得を目指した教育、ならびに医療スタッフの一員として参加するに必要な社会歯科学の教育を実施します。
- 学生が医療スタッフとして参加し、その一員として診療業務を分担しながら、歯科医師としての知識・思考法・技能・態度の基本的な内容を学ぶため診療参加型臨床実習を実施します。
- 超高齢者社会のニーズに対応できる歯科医師を目指して、訪問歯科診療の臨床実習を実施します。
- 全身管理および他職種連携を常に念頭においた臨床実習を実施します。
- 教育課程の進級審査において、シラバスに目標として掲げられた能力を適正に評価します。

(4) 年間教務予定表

月	日(曜)	事 項
4	2 (木)	6年オリエンテーション
	3 (金)	5年登院式・臨床実習オリエンテーション 進級オリエンテーション(4年)
	6 (月)	6年授業開始
	7 (火)	入学式 新入生オリエンテーション
	8 (水)	進級オリエンテーション(2・3年) 新入生オリエンテーション合宿(～9日)
	10 (金)	2～4年授業開始
	14 (火)	1年授業開始
	25 (土)	新入生歓迎会(学生会主催)
	26 (日)	クラブ活動週間開始(～5月6日・1～4年休講)
	26 (日)	合同合宿(～4月28日)
5	15 (金)	解剖体慰霊祭
	26 (火)	6年本試験①(～27日)
	28 (木)	3年生富士見・浜浦フェスタ(～29日)
6	1 (月)	創立記念日
	8 (月)	定期健康診断(6年:8日, 5年:8～10日, 1・4年:9日, 2・3年:10日)
	12 (金)	1年防災訓練
	14 (日)	浜浦祭(学生会主催, 12日:準備, 14日のみの1日開催)
7	22 (水)	4年前学期授業終了
	24 (金)	4年総合試験Ⅰ・夏季休業開始
	29 (水)	2年前学期授業終了・夏季休業開始
	31 (金)	1・3年前学期授業終了・夏季休業開始
8	7 (金)	6年夏季休業開始
	18 (火)	6年本試験②(～19日)
	20 (木)	4年前学期本試験開始
	31 (月)	1～3年前学期本試験開始
9	10 (木)	5年総合試験Ⅰ(～11日)
	15 (火)	4年後学期授業開始
	25 (金)	1年後学期授業開始
	28 (月)	2・3年後学期授業開始
10	15 (木)	2年総合試験模試
	22 (木)	3年総合試験模試
11	4 (水)	6年本試験③(～5日)
	13 (金)	4年CBT模擬試験
	中旬	6年成績審査・発表
12	11 (金)	4年後学期授業終了
	14 (月)	4年後学期本試験開始
	19 (土)	1-3年冬季休業開始
	21 (月)	4年総合試験Ⅱ
	24 (木)	6年冬季休業開始
	26 (土)	4年冬季休業開始
1	6 (水)	学士試験(～7日)
	9 (土)	4年OSCE本試験
	12 (火)	2・3年後学期授業再開
	13 (水)	4年CBT本試験
	14 (木)	1年後学期授業再開
	19 (火)	5年一斉技能試験(CSX)
	29 (金)	1～3年後学期授業終了 5年一斉技能試験(CSX) 追再試験
	29 (金)	
2	1 (月)	1～3年後学期本試験開始
	8 (月)	4年OSCE追再試験
	10 (水)	4年CBT追再試験
	15 (月)	2年総合試験
	16 (火)	3年総合試験
	17 (水)	5年総合試験Ⅱ(～18日)
	17 (水)	
3	3 (水)	4年CBT臨時試験
	16 (火)	4年OSCEやりなおし試験
	上旬	第116回卒業式・64回学位記授与式
	中旬	1～5年成績審査・進級発表
	中旬	

5年臨床実習の予定は、臨床実習指針(CSL)を参照すること。

(5) 教務概要について

学 年	4月1日～3月31日
学 期	2学期で、前学期4月1日～9月14日 後学期9月15日～3月31日
授 業	原則：月曜日～金曜日の週5日制
休 業	原則：土曜日，日曜日，国民の祝日および祝日振替日 (教務予定表に準じる) 本学創立記念日(6月1日) 春季休業(4月1日) 夏季休業(教務予定表に準じる) 冬季休業(教務予定表に準じる) その他臨時休業と指定された日
学 科	1年～6年の通し学年を用いる。
補 講	科目は必修であるが，一部選択もある。 休校ややむを得ぬ休講のため授業の回数が不足した場合には，適 宜補講を行う。
特 別 授 業	必要に応じて特別授業を行う。
補 習 授 業	必要に応じて補習授業を行う。

(6) 授業について

単	位	<p>各授業科目の単位数は、次の基準により計算する。</p> <p>ただし、1時間は45分とする。</p> <p>①講義については、15時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>②演習（語学を含む）については、30時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>③実験、実習および実技については、45時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>基礎医学演習，総合基礎医学演習，総合歯科医学演習，臨床歯学探究，総合科目①②③，包括歯科医学，病院実習については，学習の成果を評価して単位が認定されるので，上記計算方法とは別に定める。</p>
休	講	<p>休講になる場合は，その都度掲示や電子メールにより通知する。</p> <p>担当教員が所定時刻に来ない場合は，随意的な行動をしないで，教務部・学生部の指示を受けること。</p>
出	欠	<p>席</p> <p>出欠席は，毎時限記録する。（「試験・成績について」23頁参照）</p> <p>授業の出欠記録は，スマートフォンによる着席座席の登録で行う（授業評価アンケートも出席の条件となる場合がある）。スマートフォン以外での記録はできない。スマートフォンを忘れた場合や不具合が生じた場合等で出席登録が確認できないときは，授業終了直後に授業担当者に申し出ること。授業担当者以外の出欠記録の修正は行わない。ただし，授業担当者が非常勤講師等の場合は，授業終了直後に授業担当者，もしくは教務部・学生部窓口に申し出ること。また，出欠に関する申し出をしたにも関わらず，数日経っても出欠の修正が反映されていない場合には，授業実施から1週間以内に再度申し出ること。</p> <p>欠席については，次の事項を確認しておくこと。公休の取り扱い，本学独自の配慮であることを認識すること。</p>

「5年病院実習」の本学新潟病院受診における取扱いについて

体調不良で本学新潟病院を受診する場合は、本学指定の受診届（「受診届」39頁参照）に、診療担当者から印をもらった後、出欠確認担当指導医の確認印またはサインをもらい、すみやかに教務部・学生部窓口へ提出する。これにより欠席した時間分を公休とする。

※上記対応は、5年次のみ適用、他学年では適用しない。

1～4年、5年病院実習中の「授業」、6年 欠席に関する確認事項
授業・実習に出席していない場合、下記の場合を除いて、全て欠席となる。

①本学新潟病院を受診する場合

授業・実習中に本学新潟病院を受診する場合は、教務部・学生部窓口で受診届を受け取り、受診する。受診届に診療担当医師、歯科医師の確認印等及び必要事項を記入押印後、すみやかに教務部・学生部窓口へ提出する。受診した授業に限り、公休扱いとする。実習や演習等は認められない。また、入院期間も入院先が本学新潟病院や外部の病院に関わらず、認められない。

診療時間は、新潟病院歯科部門平日9：00～17：00、医科部門平日9：00～11：30となっているが、時間外の受診希望の際は、教務部・学生部窓口へ申し出る。こちらから連絡して、対応を依頼する。

②インフルエンザ、麻疹、風疹等の感染症に罹患した場合（法に定める所定の期間）

③公共交通機関の遅れにより遅刻や欠席した場合

欠席届と遅延証明書をすみやかに教務部・学生部窓口へ提出する。遅延を証明できる公共交通機関のみ、遅延した時間分の公休を認める。

④大学からの依頼または大学が認めた学会等行事への参加

⑤マッチング先等の見学（6年のみ）

⑥忌引（2親等以内、父母の場合7日間、祖父母の場合3日間認められる。その他の事例については、教務部・学生部に問い合わせ

せること。)

⑦その他事故や災害等の場合（発生日）

〈欠席とはなるが、欠席時間を進級審査（欠席が25%超え）で考慮する場合〉

外部の病院を受診して、授業を欠席した場合は、すみやかに「欠席届」を提出する。また、1週間以上の入院もしくは長期欠席の場合は、診断書とともに提出する。

〈クラス主任・副主任への連絡〉

上記のような長期に及ぶ欠席がある場合は、学生本人からクラス主任または副主任へ連絡、報告すること。

〈各授業・実習での出欠について〉

上記の記載は、学生の在籍記録としての欠席時間への対応である。したがって、各授業・実習で平常点として出欠状況が加味される科目については、学生各自が個別に授業担当者に状況を相談する。

また、実習の欠席は、実習責任者にその後の対応を確認する。実習責任者が、追実習や課題等で対応する場合がある。

〈出欠の確認〉

出欠席の確認は、スマートフォンもしくはパソコンにより確認することができる。詳しくはNDUモバイルアプリユーザーガイドを参照すること。

〈不正出席〉

不正な出席登録や、中抜けなどの不正出席は、「性行不良」な行為とし懲戒の対象とする。

不正出席が発覚した場合、すべて3日以上停学処分とする。

なお、不正出席の帮助者として発覚した場合も同様の処分対象とする。必要に応じて、不正出席の確認を行うことがあるが、授業担当者からの申出または教務部・学生部の判断で任意に行うこととする。

不正出席が1回でも発覚した者への成績優秀賞等学術奨励および精勤等の表彰対象から除外する。なお、出席記録は、点呼または出席カード等によって行う場合もあるので、授業担当者の指示に従うこと。

欠席届	<p>授業を欠席した場合は、3日以内に欠席届を教務部・学生部窓口 に提出する。遅刻も同様。1週間以上の病気欠席は、医師の診断 書を添えること。</p> <p>(「欠席届」39頁参照)</p>
遅刻	遅刻した者は、科目によっては入室できない、また欠席扱いとな ることがある。
急病	授業中や学内で気分が悪くなった時、また救急処置を要する時に は、ただちに教務部・学生部窓口へ申し出る。なお、緊急を要す る場合は、教室内の教務部・学生部直通のインターホンを使用す ることができる。
忌引	近親者が死亡した場合は、忌引を認めるので、教務部・学生部窓 口で所定の忌引の手続きを行う。
呼出	<p>授業時間中の電話等による外部からの学生呼出しは、一身上の緊 急事態の場合を除いて取りつがない。必要に応じて昼休み時間等 に、連絡することがあるので注意すること。</p> <p>なお、スマートフォンによって行う場合もある。</p>
掲示	<p>連絡通知を要する事項については、次のとおり掲示板への掲示や 授業支援システムに登録されたメールアドレスへ電子メールで連 絡を行う。見落としがないように注意する。スマートフォンの電 話番号が変更になった場合は、速やかに教務部・学生部に届け出 ること。メールアドレスが変更になった場合は、速やかに授業支 援システムから配信アドレスを変更すること。</p> <p>各学年用：各学年教室前の掲示板 授業の変更，休講，呼出や行事等</p> <p>全般用：事務室の掲示板（教務部・学生部窓口上） 進留級・卒業判定の結果，追再試験該当者，行事等</p>
教材	教材は各学年の年度始めのオリエンテーション時に一括受領する こと。教材費は、4月下旬に保護者宛に売店（田中歯科器械店） より請求する。

定期健診

6年間の大学生活を有意義に楽しく過ごすには、心身が健康でなければならない。入学後の勉学や生活環境の変化等で、健康をそこねることがある。毎年春に定期健康診断を実施して、諸君の健康状態を把握し、健全な学生生活を送れるように努めている。これは授業を休講にして行うので、受診しない者は欠席扱いとなる。この趣旨を理解して必ず受診すること。健診の結果、異常が認められた場合は、その旨本人に連絡する。

受診しなかった者は、各自医療機関等で健診を受け、診断書を提出しなければならない。

教室の表示

教室は、三ケタの数字によって、次のとおり表示されている。例えば212番教室は……。

号館数	階数	室数
2	1	2

3 年				4 年			
No.	科 目	前 期	後 期	No.	科 目	前 期	後 期
1	早期臨床実習Ⅱ			1	医 療 倫 理		
2	地域口腔保健学			2	医 療 法 律 学		
3	口腔保健学実習			3	歯科医療コミュニケーション実習		
4	分子生命科学実習			4	歯 科 法 医 学		
5	組織・口腔組織学実習			5	医療情報・医療管理学		
6	生 理 学 実 習			6	歯 科 薬 剤 学		
7	生 体 防 御 学			7	歯科麻酔と救急処置		
8	感染微生物学・生体防御学実習			8	口腔顎顔面外科手術学		
9	口 腔 病 理 学			9	口腔外科学・全身管理学実習		
10	病理診断学実習			10	保存修復学実習		
11	歯科薬物療法学実習			11	歯内療法学実習		
12	歯 科 理 工 学			12	歯周疾患治療学実習		
13	歯科放射線学			13	小 児 歯 科 学		
14	保存修復学			14	小児歯科学実習		
15	歯冠補綴架工義歯学			15	有床義歯学実習		
16	歯 内 療 法 学			16	歯冠補綴架工義歯学		
17	歯周疾患治療学			17	歯冠補綴架工義歯学実習		
18	有床義歯学Ⅰ			18	口腔顎顔面外科学		
19	有床義歯学Ⅱ			19	口腔顎顔面外科診断治療学		
20	有床義歯学実習			20	高 齢 者 歯 科 学		
21	歯 科 矯 正 学			21	障 害 者 歯 科 学		
22	歯科矯正学実習			22	歯 科 心 身 医 学		
23	小 児 歯 科 学			23	臨床診査・検査学		
24	地域包括ケア学Ⅱ			24	歯 性 感 染 症		
25	地域包括ケア学実習			25	顎咬合診断・口腔インプラント学		
26	口腔顎顔面外科学			26	口腔インプラント学実習		
27	口 腔 腫 瘍 学			27	歯科医のための内科学		
28	歯科症候学演習			28	外 科 学		
29	総合基礎医学演習			29	耳 鼻 咽 喉 科 学		
				30	総合歯科医学演習		
科 目 総 数		20	16	科 目 総 数		17	16

5 年				6 年			
No.	科 目	前 期	後 期	No.	科 目	前 期	後 期
1	臨床(病院)実習			1	総合科目①		
2	臨床歯学探究			2	総合科目②		
				3	総合科目③		
				学 士			
				1	包括歯科医学		
科 目 総 数		1	2	科 目 総 数		2	2

(8) 試験・成績について

成績は、ペーパー・テストだけでできれば良い、というものではない。評価は普段の遅刻・出欠席状態、教室における受講態度等を含めて、総合的に判定される。したがって、平素から勉学に対する真摯な態度が望まれる。とくに欠席と遅刻には、十分に注意すること。

試験	試験は学期末に（または科目につき授業を完了した時）、筆記、口頭、論文、または実地試験を行う。ただし、実習の場合には、一定の実習を修了しなければ受験を許可しない。なお、総合的評価のため、学期末試験（追試験含む）欠席の場合は、評価対象とされない。
受験停止	授業料未納の者は受験を許可しない。
本試験	①本試験（前期末・後期末の2回） 学期末に実施する定期の試験である。
追試験	②追試験（前期末・後期末の2回） 病気、その他やむを得ない事情により、本試験を受験できなかった者に対して、願い出により実施する。 受験願には、欠席届を添付し、病気による場合は診断書、その他の事情による場合は、それを証明する書類を添えること（提出先：教務部・学生部）。
再試験	③再試験（前期末・後期末の2回） 本試験の成績が、合格点に達しなかった科目のある者に対して、願い出により実施する場合がある。
臨時試験	④臨時試験 担当教員の判断により、科目につき随時実施する。
総合試験	⑤総合試験 第2, 3, 4, 5学年に実施する試験である。
共用試験	⑥共用試験 臨床実習開始前（第4学年末）の学生に対して実施される全

国共通の標準評価試験である。臨床実習に必要な知識はCBT (Computer Based Testing) によって、技能・態度はOSCE (Objective Structured Clinical Examination) によって評価される。第5学年は、Post-CCPX (CPX・CSX) を受験し、診療参加型臨床実習が評価される。

再試験採点

再試験の成績は、原則として70点をもって最高点とする。なお、総合試験の再試験は行わない。

追試験採点

追試験の成績は、病気・忌引等やむを得ない理由の場合（欠席届に診断書等を添付）は、100点満点とし、それ以外の場合は70点をもって最高点とする。

追・再試験手続

追試験、または再試験の受験を希望する者は、売店で本学所定の収入証紙5,000円を購入し、「追・再試験受験願」とともに教務部・学生部窓口へ提出する。

（「(19) 願・届・証明書一覧表」参照）

受験上の注意

- ①不正行為は、厳罰に処する。不正行為をなした者は、ただちに受験停止とし、当該科目を含めて、その学期の試験科目をすべて無効とし、かつ試験終了の日まで停学処分とする。
- ②原則、遅刻を認めない。ただし、教務部から事前に許可を得たものは試験開始20分までの入室を認める。また、20分までの退室は認めない。
なお、総合試験は別途定める。
- ③試験開始時刻5分前までに、指定された席につく。
- ④学生証を机上通路側に置く。追・再試験を受験する場合には教務部・学生部窓口で手続きした際の受験許可証も一緒に置く。
- ⑤学生証を携帯しない場合は、試験場入室前に教務部・学生部窓口にて、受験許可書の交付を受けること。（「受験許可書」39頁参照）
- ⑥試験場内では、監督の指示に従う。
- ⑦試験室には、学生証と筆記用具以外（筆入等を含む）は持ち込まないこと。私物等はロッカー等で各自管理すること。また、スマートフォン等は電源を切ってからしまうこと。
- ⑧以下の行為は不正とみなされるため、注意すること。

成績評価

- ・試験室内で携帯電話・スマートフォン等が見つかった場合。
- ・座席の周辺に私物を置いている場合。

成績表は、評点または評語（秀，優，良，可，不可の5段階）をもって表示する。成績評価は、65点未満（不可）、65点～69点（可）、70点～79点（良）、80点～89点（優）、90点～100点（秀）とする。ただし、共用試験は別扱いとする。

なお、授業科目の成績評価に関して疑義がある場合は、問い合わせることができる。

- ①前学期成績，および年度成績は，それぞれ10月下旬，3月中旬に，学生本人および父母に各1通で発行交付する。
- ②進学・就職等で成績証明書を必要とする場合は，手数料1,000円の証紙を添えて教務部・学生部窓口に申し込む。
（「成績証明書」39頁参照）

（9）進級・留級について

進級

- ①教授会は，試験の結果および出欠席の状況等を総合的に審査し，進級判定および単位の認定を行う（学則第38条）。
- ②進級判定および単位の認定は，毎年度，各学年について行う。
- ③各学年度において進級判定を得た者は，次の学年に進級する。
- ④各学年各科目について以下の点数以上の場合，単位を認定する。1～4学年65点
- ⑤各科目について上記④に規定する点数未満の場合，欠点科目として単位を認定しない。当該科目は，単位未修得科目となる。
- ⑥進級判定を得た者で単位未修得科目があるときは，当該科目の単位を認定する。

留級

- 1) 次のいずれかに該当する場合は，教授会の議を経て，留級とする。
 - ①全科目の総合平均点が1～5学年70点，6学年70点および本試験③単独で70点，学士試験70点未満の場合。

- ②修得単位数が、所定数に満たない場合／欠点科目が所定数を越える場合。
 - ③正当な理由がなく全授業時間数の1/4以上を欠席した場合。
 - ④第2, 3, 4, 5 学年については総合試験の成績がそれぞれ、2 学年66点, 3 学年67点, 4 学年 I・II で平均65点および II 単独68 点, 5 学年 I・II で平均65点および II 単独で69点未満。
 - ⑤第4 学年においては、共用試験CBTまたはOSCEが不合格の場合。
 - ⑥前4, 5項には該当しないが、教授会において進級、卒業するにふさわしくないと判定された場合。
- 2) 留級となった者は、原級に留まり（原級留置）、次のとおり履修する。
- ①歯科医学にかかわる系統的カリキュラムの科目については、全科目を履修する。
 - ②70点以上の教養等の一部科目については免除する場合がある。
- 1) 6 年の試験に合格および所定の単位を修得した者には、学士試験（卒業試験）の受験資格をあたえる。
- 2) 同試験に合格した者は卒業を認定し、学士（歯学）の学位を授与する。学士（歯学）は、歯科医師国家試験受験資格を有する。

卒業

(10) 休学・復学・退学・除籍について

休学

病気その他やむを得ない理由により修学できないときは、医師の診断書または明確な理由書を添えて、保証人連署のうえ、休学願を提出する。許可されれば、その学年の終わりまで休学することができる。

休学は、1 年を超えることはできないが、特別の理由のあるときは、再度申し出ること。

なお、休学期間は、通算して6 年を超えることはできない。

復学 休学の事由が止んだとき、または休学期間の満了したときは、復学願を提出し許可を受けなければならない。

退学 1) 自主的退学（依願退学）
病気その他の理由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

病気による場合は、医師の診断書を添えること。

2) 強制的退学（懲戒退学）

懲戒による退学となる場合は、次のとおり。

- ①性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- ②学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- ③正当の理由がなくて出席常でない者。
- ④大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者。

除籍 除籍（自動的退学）となる場合は、次のとおり。

- ①指定の期日までに、授業料等の学生納付金を納入しない者。
- ②病気その他の理由で、成業の見込みがないと認めた者。
- ③同一学年に2回留年した者。
- ④休学期間が、通算して6年を超えてなお修学できない者。
- ⑤在学12年を超えた者。

復籍 復籍となる場合は、次のとおり。

除籍①②の理由が消滅した場合は、手続きを経て復籍することができる。

除籍③は、除籍時の学年が6学年を対象に種々の条件を満たした場合に復籍することができる。

原則1回に限り、除籍となった日の翌年度から起算して2年を限度とする。

ここに記載された事項は、諸君の将来を左右することであるので、短絡的な考えから行動を起こさず、あらかじめ教務部・学生部に相談すること。

(11) 賞 罰

表彰	学力優秀、品行方正等他の学生の模範となる者については、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。
懲戒	1) 学則その他学内諸規程に違反し、または学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する（詳細は、懲戒規程に定める）。 2) 懲戒は、訓告、停学および退学とする。 3) 退学は、次の各号の1に該当する者に対して行う。 ①性行不良で改善の見込みがない者 ②学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者 ③正当な理由がなくて出席常でない者 ④本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者 4) 上記以外にも、学生指導規定に準じ「嚴重注意」、「始末書提出」、「自宅謹慎」の各処分を学生部が実施する場合がある。始末書は3枚提出時点で懲戒の対象となり、その処分については教授会に諮る。

(12) クラスについて

クラス編成	1～6年の授業は、原則として1クラス編成である。 ただし、一部の授業は、クラスをA組B組に分け、学生番号の奇数の者をA組、偶数の者をB組とする。
学生番号	各学年ごとに、1番から各学生の番号を定める。学年中いつもこの学生番号が用いられるので、記憶しておくこと。
クラス主任	各学年ごとに、クラス主任・副主任（いずれも教員）をおく。これは教員側の窓口として設けるもので、学生諸君とできるだけ多く接触し、クラスのこと、成績や出欠席のこと、個人的問題など

の相談に応じて指導助言を行うので、遠慮なく相談されたい。
定期的にクラスミーティングを実施し、クラス主任から連絡等を行うので出席すること。毎回出欠席をとる。

クラス委員

各学年ごとに、4名のクラス委員（学生）を選び、本学との教務または学生関係の事務的な連絡に当たる。クラスに関する要望等も、このクラス委員を通して行うこと。なお、1年のクラス委員のみ、本学で指名する。

クラス委員は、本学と学生の重要なパイプ役であることを認識して、クラス主任と常に密接な連絡を保って、大学と学生間の意思の疎通を図るよう努める。

授業の開始時・終了時の号令はクラス委員が行う。

ロッカー

在学中、年度毎に各人に専用のロッカーを貸与する。各学年の教室と自習スペースの間に、クラスごとに設置してあるため、各自、適当な鍵をつけて管理・使用すること。貸与期間は、原則学年オリエンテーションから各学年の授業終了日もしくは、試験終了日とするが、ロッカーの整理については学生部から掲示等で案内する。

令和8年度クラス主任・副主任

学 年	主 任	副 主 任
第 1 学 年	鈴木 雅也 教授	高橋 睦 准教授
第 2 学 年	海老原 隆 教授	三瓶 素子 准教授
第 3 学 年	戸谷 収二 教授	北澤 裕美 講 師
第 4 学 年	上田 一彦 教授	丸山 昂介 講 師
第 5 学 年	佐藤 利英 教授	佐久間 要 准教授
第 6 学 年	田中 彰 教授	両角 祐子 准教授

(13) 一般心得について

- | | | |
|--------|--------|---|
| 本
服 | 分
装 | ①学生は常にその本分を守り、師友に対して敬愛の念を忘れず、礼儀をつくし、授業の始めと終りには起立し師に礼をすること。 |
| 授
業 | | ②服装、身なりは一応自由であるが、歯科医師の道を歩む者であることを自覚して、清潔、質素を心掛けること。校内では下駄、サンダル、ぞうり・ハイヒール（ミュール含む）等は禁止（災害避難誘導のため）。頭髮は自然色として茶髪は禁止する。ピアス・イヤリング等の装飾も禁止とする。これら服装に関する指導に従わない場合は、始末書提出処分とすることもある。 |
| 授
業 | | ③授業は真摯に、静粛に受講すること。 |
| | | ④授業開始時刻までに必ず着席し、定刻に直ちに始業できるよう準備すること。 |
| | | ⑤授業時間中は、廊下の通行、その他校内において、他の授業の妨げにならないよう静粛にすること。 |
| | | ⑥授業中の画像撮影は個人情報に対する配慮等の理由により原則として禁止する（指導者が撮影許可を与えた場合のみ可能）。 |
| | | ⑦授業中の飲食は禁止。休み時間に各自が排出したゴミは必ず分別して直ちにゴミ箱に廃棄すること。 |
| | | ⑧机の上や空いている席に授業に関係しない物を置かない。 |
| | | ⑨私物はロッカーに施錠管理し、貴重品は身につけ管理を厳とすること。 |
| 実
習 | | ⑩実習中に退出する必要があるときは、必ず担当の教員の許可を得ること。 |
| | | ⑪実習台には、実習に要する物以外置かないこと。 |
| | | ⑫実習中の作業は、必ず所定の位置で行うこと。 |
| | | ⑬実習終了後には、各自の場所を清掃し、後始末を行うこと。 |
| | | ⑭実習中教員の指示に従わないときは、退室させる場合がある。 |
| | | ⑮学生は登院実習等の病院内では医療従事者と同じ高い倫理観が要求され、個人情報に対する守秘義務が課せられる。病院内の情報を撮影することやその情報のSNSなどへの投稿は禁止であり、守秘義務に違反した場合は懲戒処分となる。 |

災害予防

⑩火災，その他の災害予防に細心の注意を払い，災害発生の上きは，教職員の指示に従うこと。

自動車通学

⑪本学では，交通事故防止のために自動車（自動二輪を含む）通学を禁止する。

校内の駐車場は，外来者や教職員用で，学生の使用は認めない。

自転車通学

⑫使用する自転車は公道走行が可能なものとし，道路交通法の基準を満たしていない特殊な自転車（競技用自転車等）の使用を禁止する。自転車（50cc以下の原付や電動キックボード等の特定小型原付含む）で通学の場合は指定入口から学内に入り，キャンパス構内の乗車は禁止とする。また，駐輪は各指定駐輪場を使用し，お互いの出入りに支障の無いよう整列して駐輪する。駐輪中は必ず施錠するように。正面駐輪場の本館に近い部分は本学新潟病院の患者および外来者専用であり，学生は駐輪禁止であるので，予備駐輪場との境界に注意すること。なお，県の条例により自転車保険の義務化およびヘルメット着用努力義務が課されていることに留意すること。

また，自転車の交通違反については，交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）の対象となる場合があり，信号無視，一時停止違反，ながらスマートフォン使用等の行為には反則金が科されることがあるため，交通ルールを遵守すること。

原動機付自転車（50cc以下）はヘルメット着用が義務であり，電動キックボード等の特定小型原動機付自転車はヘルメット着用が努力義務とされている。いずれの場合も，関係法令を遵守し，安全運転を徹底すること。

（「(26) 校内案内図」参照）

敷地内禁煙

⑬本学は，健康増進法における受動喫煙防止ならびに禁煙指導を行うべき歯科医療従事者の育成の観点から，敷地内全面禁煙（電子タバコ含む）としている。したがって，建物内，屋外を問わず敷地内での喫煙は厳禁とする。また，大学周辺の路上等での喫煙も近隣の住民に配慮し禁止とし，違反の場合は始末書提出処分とする。

なお，禁煙を希望する学生に対しては，禁煙相談窓口を設置

しているので教務部に申し込むこと。

AEDの設置

⑳講堂ロビー，1号館ロビー，短大1階事務室前，5号館ロビー
体育館に設置されている。

AED（自動体外式除細動器）とは電気ショックが必要な心臓の状態を判断できる心臓電気ショックの器機で，心臓突然死の原因の大部分である心室細動を正常な状態に戻す唯一の方法である除細動を行う。素早くAEDを使うことで突然死を防ぐことができる。AEDは除細動が必要かを判断し，救命の手順を音声にて指示する。

SNSの利用

㉑ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）は，友人や家族間のコミュニケーションに有用なものであるが，トラブルにもなりやすいため使用については以下の点に十分注意すること。

- ・公開設定を十分確認し，個人情報の取り扱いには注意する。
- ・病院や学内での守秘義務に従い，不用意な情報を投稿しない。
- ・授業や病院内での撮影は禁止であり，情報共有やSNS等への掲載しない。
- ・誹謗中傷や個人攻撃，嫌がらせやハラスメントなどは厳に慎む。
- ・投稿する際は他者がどのように受け止めるかを十分考えて行う。予期せぬ反応や不用意な発言により，処分を受ける場合もある。

その他

㉒校内備え付けの機械，器具，図書，什器，その他の物品はすべて大切に取扱い，万一破損または紛失した場合は，直ちに届け出て指示を受ける。また備品を移動する場合は，必ず届け出て許可を受けること。

㉓共有スペース（教室，実習室，ロビー，運動施設，学習室，ITセンター，図書館など）を使用する際には，ルールを守ること。不適切な使用は，処分を受ける場合がある。

㉔長期休業中の私物管理は個人の責任でロッカーを用いて徹底すること。放置私物は予告なく処分する場合もある。
ロッカーは指定のもの以外は使用不可とする。
各学年のロッカーの使用は年度末の指定日までとする。

㉕飲酒はルールを守り，歯科大生としての自覚を持ち，責任のある行動をとること。

- ⑳公共の場で歯科大生としての品位を損なうような行動、発言はしないこと。友人がそのような行動・発言をしていた場合には注意し合える仲間となること。
- 個人の言動に重みがあることを自覚すること。

(14) 震災・火災時等の心得について

新潟生命歯学部では、教職員で防災管理委員会を組織し、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の極限防止に、全学的に取り組んでいる。

万一登校中に災害に遭遇した場合は、直ちに設置される自衛消防本部の指示に従い、勝手な行動をとらないようにすること。

とくに震災に対しては、生命の安全確保を期して、非常用品の用意はじめ種々の対策をたてている。地震・火災が起きた場合は次の点に留意し、慌てずに行動すること。

地震発生時の 行 動

- ①非常放送の指示に従い、冷静に行動する。
避難命令が出た場合は、避難誘導係、授業担当教員の指示に従い、学年単位で避難する。
避難場所は、原則として1学年、5学年は病院中庭、2学年、3学年、4学年、6学年はグラウンドとする。
- ②火元・ガス栓の始末をする。
教室・実習室および病院においては、直ちにコンセントや元栓の処置をし、火が出たらすばやく消火する。
- ③慌てて戸外に飛び出さず、机の下に身を伏せる。
- ④戸を開けて出入口を確保する。
鉄扉は変形すると出入り不能となる恐れがあるので、扉の近くの学生は出入口を確保する。
- ⑤戸外では頭を保護し、危険な物から身を避け、ガラスや外壁などの落下に注意する。
- ⑥津波の恐れがあるので、海岸に近づかない。

地震が収まってからの行動

- ①学外にいた者は、すみやかに学内に戻る。
- ②クラス主任に自身の安全を報告する。
同時に、本部による点呼を受ける。
- ③状況に応じて食糧、水が支給される。
- ④居住地により、帰宅させるか学内に宿泊させるか、本部より指示する。帰宅する場合は、本部からの情報に従って行動する。

通学途上での行動

- ①交通機関を利用中の場合は、係員の指示に従い安全な場所へ避難する。
- ②地震が収まり、周囲の安全が確認でき次第、クラス主任に自身の安全を連絡する。

【注 意】

- ①休日や夜間に自宅で大地震に見舞われたときは、大学本部は学生の安否を確認する。そのため、学生は本人の住所、電話番号、保護者連絡先等に変更が生じた場合、すみやかに教務部・学生部窓口へ届けること。
- ②震災・災害・その他の緊急時等（例：新型インフルエンザのパンデミック）には、携帯電話・スマートフォンによる学生支援システムおよび安否確認／一斉通報システムを用いた緊急連絡・情報収集等を行う。

火災発生時の行動

- ①大声で付近の者に火災を知らせる。
同時に、出火場所の状況を教務部・学生部、警備室に連絡する。
- ②可能な限り、消火に努める。しかし、決死的行動はしてはならない。負傷者がいれば、直ちに現場から安全な場所に移して応急処置を施す。
- ③火災場所や火災の状況に応じて火災報知器のボタンを押す。

Jアラート

政府から全国瞬時警報システム（Jアラート）により、緊急情報が伝達された場合は、落ち着いて速やかに指示通り行動すること。屋外にてJアラートを受信した際は、速やかに建物内に避難すること。

【備 考】

「緊急時の連絡方法」のポスター（下図）は、各館の教室・実習室、ITセンター、セミナー室廊下、GAKUSHOKU、体育館、緑館にそれぞれ掲示してある。

学 生 部 長 二 宮 一 智 教 授

学生部副部長 岡 俊 哉 准教授, 井 口 麻 美 准教授,
水 橋 亮 准教授

学内カウンセリング

学生部の業務の一環として、学生部長を中心に学生生活上の相談相手となるよう努めている。また、学生部嘱託のカウンセラーにも相談できる。諸君が明るく楽しい学生生活を送るため、人生問題、友人・異性問題、家庭・対人問題、精神・健康問題などの一身上の問題があれば、独り思い悩むことなく、進んで学内カウンセラーや学生部の教職員・クラス主任に相談すること。両者で力を合わせて問題を解決していきたいと考えている。

○カウンセラー 神田 優衣 非常勤講師（臨床心理士）

○開設日時 本学部ホームページ〔在学生の方へ〕のWebページを参照

○相談方法 WEBページから日程を確認して予約する。
<https://www.ngt.ndu.ac.jp/counseling/>

○相談場所 本館1階保健センター

ハラスメント

定 義：就学の間において、年齢・思想・性別等によって生じる権力関係を不当に利用して、相手の人格や人権を侵害する行為をいう。以下に代表的な、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）とアカデミック・ハラスメント（アカハラ）の主な具体例を示す。
セクハラ：①個人的な性的要求に対する服従または拒否を、教育上の指導や学業成績等に反映させること。

②性的な内容の電話をかけたり、手紙・Eメールを送ること。

アカハラ：①主観的な基準により、不公正な教育評価をすること。

②進路に関して、教育的配慮に欠けた妨害や干渉をすること。

③教育指導において、人格を否定するような暴言を吐くこと。

防 止：①お互いの人格や個人の価値を尊重しあう。

②偏見をなくし、一人一人の個性を認めあう。

③相手が拒絶したり嫌がる場合は、同じ言動を繰り返さない。

対 処：①ハラスメントに対する行動をためらわない。

②家族や友人等信頼できる身近な人、ハラスメント相談員（下記

ハラスメントの防止と対策

保健センター	<p>の専任教員)に相談する。</p> <p>○相談員 新井 恭子 准教授(歯科保存学第1講座, 内線3331) 授業中等, 学内で体調がすぐれない場合や応急処置を要する場合に利用することができる。利用の際は, 教務部・学生部に申し出ること。</p> <p>保健センター長 大竹 雅広 教授(外科学講座)</p> <p>場所 本館1階保健センター 時間 9:00~17:00</p>
心身の障がい等での支援相談窓口	<p>本学では障害者差別解消法の主旨に沿って支援希望を受け付ける相談窓口を設けている。支援希望者は教務部・学生部窓口まで申し出るように。</p>
消費者生活センター 事務部	<p>ネットトラブル, 突然の訪問販売, 強引な電話勧誘等の困り事は, 消費者生活センター(電話188)でも相談できる。</p> <p>事務系には, その他の部として, 庶務部, 人事部, 用度営繕部, 経理部, 院務部があり, それぞれの事務を取扱っている。</p>

(16) 証明書について

学 生 証	<p>学生証は, 本学学生であることを証明するものである。いつも必ず携帯して, 学内外において必要な時, いつでも提示できるようにしておかなければならない。とくに大学構内では, 学生証は表が見えるようにネームホルダーに入れて, 常にストラップおよび学生証が見えるように着用すること。学内では各種の証明書の交付を受ける時, 試験を受ける時, 学外では交通機関を利用する時, 身分の証明を要する時に必要となる。</p> <p>学生証の有効期間は1年間なので, 毎年度始めに, 前年度の学生証を引換えに教務部・学生部から交付する。また紛失や破損した場合は, 再交付を教務部・学生部に願い出ること(ネームホルダー, ストラップも同様)。</p> <p>なお, 卒業時や退学その他の理由により学籍を離れる場合は, 学生証を返還しなければならない。</p> <p>(「学生証再交付願」39頁参照)</p>
-------	--

通学定期券	電車およびバス定期券の場合は、教務部・学生部窓口で申込み手続きをする。 (「通学証明書」39頁参照)
学割証	学生旅客運賃割引証(学割)は、1人1回4枚、年間10枚以内になっているので、帰省や旅行をする時に、教務部・学生部窓口で学割証の交付を受ける。 他人への譲渡、他人名義のものの使用、記載事項の改ざん等の不正使用は刑事処分の対象となり、本学全学生への学割証の発行が停止されることがあるので厳禁とする。 (「学割証」39頁参照)
各種証明書	各種証明書を必要とする場合は、教務部・学生部窓口で交付を受ける。 (「証明書一覧表」39頁参照)

(17) 届出書等について

個人調査書	入学時に個人調査書の提出を求めるが、これは学生諸君の在学中の原簿となるものであるから、正確に洩れなく記載する。
住所録	毎年度始めに住所録の提出を求めるが、これは学生諸君の連絡先(変更した際は都度教務部・学生部に申し出ること)、現住所を把握するものであるから、正確に記載する。
住所変更届	年度の途中で引越したり、住所表示変更で住所変更が生じた場合は、その都度すみやかに新しい住所を教務部・学生部窓口へ届け出る。 (「住所変更届」39頁参照)
身上変更届	学生、保証人に転籍、転居、住所表示変更、姓名変更等、一身上に関する変更が生じた場合は、その都度すみやかに教務部・学生部窓口へ届け出る。これらは学生原簿等を修正する必要があるもので、忘れずに必ず報告すること。(39頁参照)
遺失等届	学内で物品を遺失した場合または他人の物品を拾得した場合は、その旨すみやかに教務部・学生部窓口へ届け出る。 (「遺失拾得物(盗難)届」39頁参照)
その他の届出	犯罪や事故等に遭遇した場合には、すみやかに大学に報告すること。

在留カードを持つ学生は、在留資格の更新などで、在留カードの情報に変更があった場合には、すみやかに教務部・学生部窓口にて、在留カードのコピーを提出すること。

(18) 願・届・証明書の手続きについて

受付窓口	願・届・証明書の届出および申込みは、すべて教務部・学生部窓口（本館1階事務室）である。
手数料	各種証明書および学生証再交付願、追・再試験受験願の場合は、所定の手数料を徴収する。
証紙	手数料を要するものは、本学所定の証紙を用いる。
手続き方法	手続きの方法は、教務部・学生部窓口で所定の書類を受け、売店（田中歯科器械店）で手数料に見合う証紙を購入し、書類の所定欄に貼付して提出する。（下欄「一覧表」参照）

(19) 願・届・証明書一覧表

願・届出書

種 類	手 数 料	種 類	手 数 料
欠 席 届	—	追・再試験受験願	5,000円
住 所 変 更 届	—	施設・物品使用許可願	—
保 証 人 変 更 届	—	課外活動計画書・報告書	—
氏 名 変 更 届	—	受 診 届	—

証 明 書

種 類	手 数 料	種 類	手 数 料
在 学 証 明 書	500円	受 験 許 可 書	500円
卒 業 証 明 書	1,000円	学 割 証	—
卒 業 見 込 証 明 書	500円	通 学 証 明 書	—
成 績 証 明 書	1,000円	学 生 証 (再 交 付)	2,000円

(20) 課外活動について

学生諸君は入学と同時に学生会に加入して、学生相互の親睦と福祉をはかり、また文化・体育・学術等の分野で課外活動を行い、心身を鍛練するため、クラブ・研究会・同好会等に加入することができる。

クラブ結成	学生諸君が学内でクラブ・研究会・同好会等を結成しようとする場合は、代表責任者2名を定め、学生会および学生部の許可を得た上で所定の手続きを経て結成する。
学外活動	団体で学外の団体に参加しようとする場合は、顧問の承認を得て、所定の手続きを経て許可を得る。また本学名を使用して、学外で団体活動をする場合も、顧問の承諾を経て、代表責任者2名が、5日前までに所定の手続きを経て許可を得る。 (「課外活動計画書」39頁参照)
学内集会	学内において集会を開こうとする場合は、3日前までに所定の手続きを経て許可を得る。集会のため本学の諸施設(物品)を使用する場合には、前もって施設(物品)使用の許可を得る。 (「施設・物品使用許可願」39頁参照)
使用施設	学内で許可を得て使用できる施設は、次のとおり。 なお、使用方法は教務部・学生部に確認すること。 <ol style="list-style-type: none">① 教室(実習室は除く)② 講堂③ 体育館④ グラウンド⑤ 武道場⑥ 学生会室、クラブハウス「緑館」⑦ 学生食堂(GAKUSHOKU)⑧ セミナー室⑨ 学習室(開けゴマ)

⑩ ITセンター

印刷宣伝

新聞、雑誌、小冊子、ポスター、その他印刷物を刊行頒布しようとする場合は、前もって印刷物2部を添え届け出て許可を得る。
また学内において、演説、宣伝、署名、募金等をしようとする場合は、前もって届け出て許可を得る。

学内掲示

学内に各種の掲示をしようとする場合は、前もって届け出て許可を得て、所定の様式のもを所定の場所に掲示する。

学内門限

クラブ活動、集会等で、放課後学内に残る場合は、原則として23時までとする。
以上の場合、届け出・願い出の窓口は、すべて教務部・学生部である。

(21) 学生の催しについて

新 入 生 歓 迎

希望に燃えて入学した新入生を、在学生が迎える歓迎会が、4月上旬に学生会主催で開かれる。学生会の説明、クラブの紹介や勧誘が行われる。

ク ラ ブ 活 動 週 間

クラブ活動週間として、4月下旬から5月初旬の連休を利用して、生命歯学部と新潟生命歯学部の両学部の交流を主目的とした合同合宿が行われる。この合宿では、体育系クラブ・同好会の強化合宿、文化部、学部系クラブの催しや小旅行などが行われる。

浜 浦 祭

学生の課外活動の総決算として、地名を冠した“浜浦祭”（学生祭）が、6月中旬に開催される。学生会主催により、体育祭、文化発表会、講演会、無料歯科医療相談、展示会、映画会、音楽会等、クラブ・同好会の日頃の研究や練習の成果が、それぞれ趣向を凝らして発表される。東の富士見祭（生命歯学部）に対し、西の浜浦祭として、年間最大の学生の祭典である。

姉 妹 校 交 換 学 生 歓 迎

姉妹校からの交換学生が本学で研修する際、学生会は歓迎実行委員会をつくり、両学生間の親睦と交流にあたる。

(22) 厚生施設について

学生食堂 (GAKUSHOKU)

学生食堂は、8号館1階にある。セルフサービスだが、市価より安い値段で、毎日献立のかわる定食や麺類がある。不潔な実習着や白衣のまま食事をしてないようにすること。

営業開店時間は、次のとおり。

午前 11:00～午後 1:30

売店

売店は、新潟病院1階(ヤマザキYショップ)と、8号館1階(田中歯科器械店)にある。ヤマザキYショップでは、一般のコンビニと同様に、弁当、飲物、日用品、歯ブラシ、医療用品等を販売している。田中歯科器械店では、教科書、歯科関係参考書、文房具、歯科材料、歯科機械・実習用品等を販売している。また、クリーニングも扱っている。

- ・ヤマザキYショップの前のスペースは患者様専用のため、学生の使用は禁止する。
- ・ヤマザキYショップへは専用通路を使用し、病院の通行は禁止とする。(「売店案内図」51頁参照)

新潟病院

本学新潟病院歯科部門・医科部門(内科・外科・耳鼻咽喉科)は、診療を希望する学生に便宜を図っている。受診希望者は、教務部・学生部窓口に出して所定の手続きをとること。

(「受診届」39頁参照)

新潟寮

女子学生寮で、新潟生命歯学部より徒歩8分の場所(浜浦橋際)にある。

公衆電話

新潟病院1階エレベーター前に設置してある。

学習室 (開けゴマ)

学習室(開けゴマ)は、1号館3階にある。ホームページの利用案内に従って利用すること。

(23) 学生奨学制度について

本学には、学生諸君に対する独自の奨学制度が2つある。それは保護者の死去による修学困難な者を対象とする育英奨学制度、優秀な人材育成を目的とする学術奨励制度である。いずれも、学生諸君の勉学奨励を期して設けられた制度である。

育英奨学

- ①在学中、不幸にして学資出資者が死去したために修学困難になった場合、育英奨学金を支給して、学生の経済的援助を行うことを目的とする。
- ②奨学金は、毎月7万円、年額84万円を支給する。
- ③奨学金は無償とし、返還を必要としない。

学術奨励

- ①優秀な人材を育成することを目的として学業・人物とも優れた者に奨励金を支給する。各学年の本試験、総合試験が80点以上の者とし、同点の場合は、科目の平均点や出席状況等で決定する。
- ②各学年10名以内・総員60名以内に対し、各学年1名の者に30万円、その他の者には各10万円を支給。奨励金は無償とし、返還を必要としない。

(成績優秀賞)

各学年で総合平均点が80点以上の者に、成績優秀賞を与える。

日本学生支援 機構奨学金 および その他機関の 各種奨学制度

成績が優秀な学生で経済的理由のため修学が困難な者に奨学金を貸与している日本学生支援機構（旧日本育英会）に、奨学規定により推薦をすることができる。毎年度始めに募集するので、希望者は申し出ること。

また、その他の機関の奨学制度もある。本学の制度を含めて、いずれも相談・申込み窓口は教務部・学生部である。なお、一部奨学制度の採用基準であるGPA（Grade Point Average）にも対応する。

(24) 学生総合保険について

学生諸君が在学中、不幸にして不慮の災害や事故に遭遇してケガをしたり、他人に損害を与え賠償責任が生じた場合、総合的に保険金が保障される制度である。入学時に加入して、以後は在学中毎年自動更新になる。

下記の事項を参照のうえ、該当する事故が発生した時には、すみやかに教務部・学生部へ申し出て手続きをすること。

特

色

- ①本制度は、本学および公益財団法人日本国際教育支援協会が東京海上日動火災保険㈱と契約したもので、一般より安い保険料で補償を受けられる。
- ②学内の事故に限らず、学外での事故も補償される。学生教育研究災害傷害保険により、特に学内の事故に係る補償は充実している。
また、学研災付帯学生生活総合保険（任意加入）により、病気による治療費や扶養者が急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）によって死亡した場合等の学資費用も補償することができ、安心して学生生活を送ることができる体制を構築している。
- ③傷害による後遺障害についても補償される。
- ④本人の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊し、損害賠償を請求された場合に、その補償を受けられる。
また、学研災付帯賠償責任保険により、正課又は学校行事として位置づける実習において、医療専門資格を取得している学生が、その専門資格に関わる行為を行った場合の賠償責任も補償対象となっている。
- ⑤臨床実習中に、万一、針刺し事故等により感染のおそれが生じた場合、また、同様の事故により、感染のうえ発病した場合は、その治療に関連する費用が補償される。

⑥補償は1年契約で毎年更新される。

(但し、学研災付帯学生生活総合保険は卒業予定年次までの一括加入である。)

⑦本学の学生は、無審査で加入できる。

契 約 者
対 象 者
掛 金
制 度 概 要

日本歯科大学と東京海上日動火災保険(株)

日本歯科大学学生

1人につき年額 8,000円

保険の名称	保険期間	保険料
学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険	毎年4月1日(午前0時)から翌年の3月31日(午後12時)まで。	8,000円
総合生活保険	毎年4月15日(午前0時)から翌年の4月15日(午後4時まで)。 新規加入者は、初年度の4月14日までは補償されません。	

任意加入

任意加入としている「学研災付帯学生生活総合保険」に関する詳細は、別冊「学研災付帯学生生活総合保険」のパンフレットを参照。

保険の名称	保険期間	保険料
学研災付帯学生生活総合保険	申し込み年次の4月1日(午前0時)から卒業予定年次の4月1日(午後4時)まで。 但し、4月1日以降に申し込みの方は、振込日翌日から補償開始となります。	別冊付帯学総パンフレット参照

補 償 の 概 要

学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険，総合生活保険【全員加入】

詳しい内容については、別冊「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」「学研災付帯賠償責任加入者のしおり」「総合生活保険」を参照。なお下記URLにも掲載されている。

加入者のしおり等掲載先 <http://www.ngt.ndu.ac.jp/student>

保 険 金 の 請 求
手 続 き お よ び
支 払 い 方 法

①請求手続き

■該当する事故が発生した場合は、30日以内に引受保険会社に通知しなければならない。したがって、本人が連絡できる場合には本人が、それが不可能な場合には、家人又は友人等が

速やかに下記窓口へ申し出ること。それぞれの保険により、手続きおよび書類の作成方法等が異なるので、保険担当者の案内に従うこと。

【申し出窓口】

学生教育研究災害傷害保険・ 学研災付帯賠償責任保険、 総合生活保険	教務部・学生部 025-211-8143
学研災付帯学生生活総合保険	取扱代理店 (株)イマジン・クオリティーズ 03-6822-6681

■賠償が必要と思われる事故が発生した場合は、事故の対応について相談する。引受保険会社と相談しながら、被保険者自身で被害者との示談交渉をすすめることになる。なお、あらかじめ保険会社の承認を得ずに示談金や保険金を支払った場合は、その一部あるいは全部において保険金を支払えないことがあるので注意すること。

②保険金支払い方法

保険金は、引受保険会社より指定の受取人口座へ振り込まれる。

③注意事項

1. 学生証及び健康保険証は、常に携帯するようにする。
2. その他、事例によっては、事故の状況、示談の経過等が重要な問題となることがあるので、保険担当窓口への連絡は密にする。

(25) 図書館について

場 所	本館2階（出入口）、1階、3階に閲覧室 2階に国家試験問題集、DVD視聴コーナー、図書館事務室 3階に書庫、検索コーナー、未製本雑誌
開 館 時 間	①月曜～金曜 9：00～18：00 ②毎月第2水曜日 12：00～18：00（図書整理のため） ③臨時変更の場合は、その都度図書館掲示板に掲示する。
休 館 日	①土曜、日曜、祝祭日、創立記念日（6月1日）、夏期休暇（8月10日～8月16日）、冬期休暇（12月28日～1月4日） ②臨時変更の場合は、その都度図書館掲示板に掲示する。
館 内 閲 覧	手続きは一切不要であるが、閲覧後各自で元の場所に必ず返却しておく。
館 外 貸 出	2階カウンターで貸出、返却の手続きをとる。閉館後の返却は図書館入口前のブックポストに投入してもよい。 ①貸出の際、学生証または、スマートフォンの図書館利用バーコードを提示すること。 ②冊数3冊まで、期間は1週間 ③禁帯出ラベルが貼ってある書籍、未製本の学術雑誌、視聴覚資料は館外貸出をしない。
利 用 注 意	①入館の際、スマートフォンの図書館利用バーコードもしくは学生証を提示すること。 ②館内で雑談、蓋付き容器に入った飲料以外の飲食等、他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。 ③図書資料は大切に取扱い、書込み、切り取り、汚損等をしないこと。 ④借受けた図書資料は、他に転貸しないこと。 ⑤利用中の図書資料を著しく汚損、破損、または紛失した場合は、現物弁償するものとする。 ⑥貸出期間を厳守すること。貸出期間をすぎて返却しない場合は、

情報提供

貸出を停止する。

⑦図書資料の無断持ち出し，その他不正利用者に対しては，嚴重に処置する。

①DVD視聴コーナー

DVD視聴希望者は3階書架に配架してあるDVDを選び，2階カウンターにて申込手続きをとること。(館外貸出不可)

②検索用コンピューター

検索コーナー設置のコンピューターでは，蔵書検索，2次資料での検索及びオンラインジャーナルが自由に利用できる。

③相互貸借

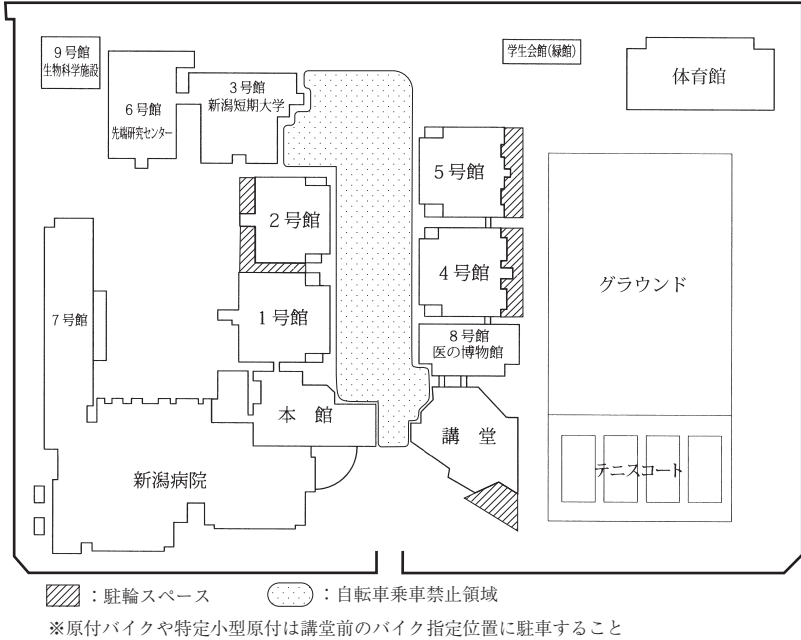
図書館にない資料については，他の図書館より取り寄せることができる。希望者は2階事務室にて申し込むこと。

複写
その他

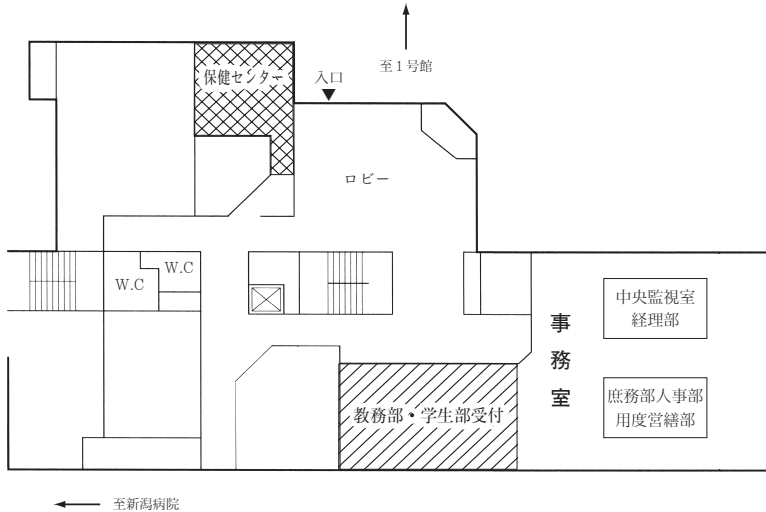
図書館の資料を複写する場合は，著作権法に従うこと。

図書館の利用に際して不明な部分がある場合には，2階事務室まで申し出ること。

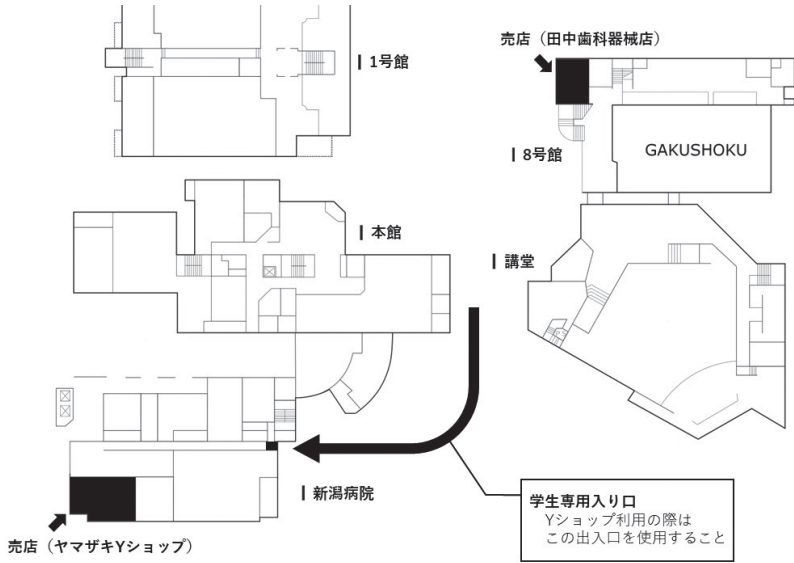
(26) 校内案内図



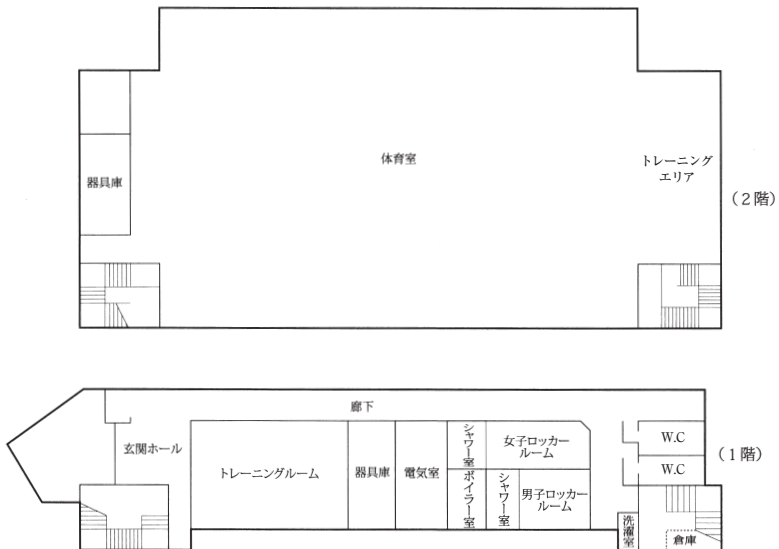
(27) 事務室・保健センター案内図



(28) 売店案内図

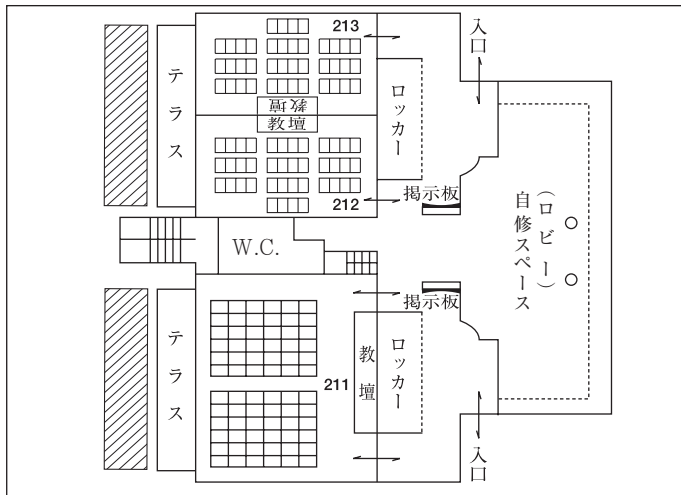


(29) 体育館案内図



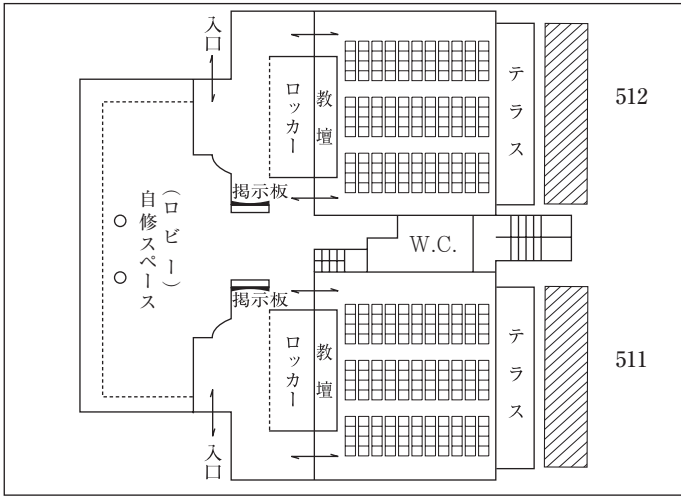
(30) 教室・自修スペース案内図

2号館

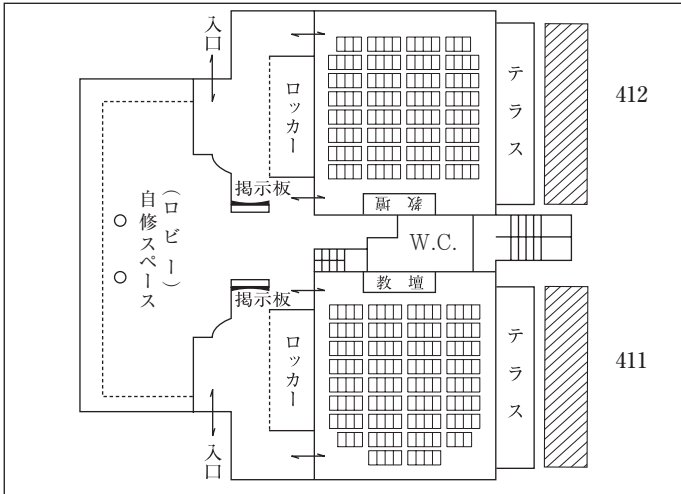


 : 駐輪スペース

5号館



4号館



 : 駐輪スペース

－ 令和 8 年度 －

(31) 授業科目別責任者一覧

第 1 学 年

1	早期臨床実習Ⅰ	高橋靖之	准教授	病院 2 階
2	臨床から振り返る基礎学	岡田康男	教授	病院 3 階
3	初年次セミナー	両角祐子	准教授	病院 4 階
4	プロフェッション	二宮一智	教授	6号館 2階
5	社会学	杉原名穂子	非常勤講師	
6	経済学	山崎剛志	非常勤講師	
7	ドイツの生活と情報	畑志津子	非常勤講師	
8	青年心理学	碓井真史	非常勤講師	
9	熱と物質の物理	小野裕明	准教授	2号館 3階
10	生体物質の化学	種村 潔	准教授	2号館 3階
11	細胞の生物学	岡 俊 哉	准教授	2号館 3階
12	自然現象の数学	小野裕明	准教授	2号館 3階
13	環境学の基礎	井口麻美	准教授	病院 2 階
14	歯学入門実習	岡 俊 哉	准教授	2号館 3階
15		小野裕明	准教授	2号館 3階
16	国語表現法	三ツ井正孝	非常勤講師	

17	総合英語	櫻井友子	非常勤講師	
18	実用医学英語Ⅰ	Asiri Jayawardena	非常勤講師	
19	基礎独語	小林りり子	非常勤講師	
20	情報科学の実習	渡辺みのり	短大准教授	2号館3階
21	ファンダメンタルスキル実習Ⅰ	二宮一智	教授	8号館3階
	ファンダメンタルスキル実習Ⅱ	鈴木雅也	教授	7号館4階
22	健康科学Ⅰ	小松崎明	教授	4号館3階
23	地域包括ケア学Ⅰ	白野美和	准教授	病院1階
24	材料科学	大熊一夫	教授	5号館3階
25	人類学	奈良貴史	非常勤講師	
26	歯科医学入門演習	両角祐子	准教授	病院4階

第 2 学 年

1	医 学 概 論 ・ 史 歯 科 医 学	佐 藤 利 英	教 授	8 号 館 2 階
2	臨 床 心 理 学	成 田 恭 代	非 常 勤 講 師	
3	原 子 核 と 放 射 線	小 野 裕 明	准 教 授	
4	物 質 の 構 造 と 反 応	種 村 潔	准 教 授	2 号 館 3 階
5	生 命 の 連 続 性 と 遺 伝 子	岡 俊 哉	准 教 授	2 号 館 3 階
6	実 用 医 学 英 語 II	影 山 幾 男	特 任 教 授	2 号 館 3 階
7	英 語 会 話	Timothy Finney	非 常 勤 講 師	
8	社 会 歯 科 入 門	石 井 瑞 樹	講 師	
9	基 礎 口 腔 保 健 学	小 野 幸 絵	准 教 授	4 号 館 3 階
10	生 化 学	竹 澤 晴 香	准 教 授	5 号 館 3 階
11	口 腔 生 化 学	森 田 貴 雄	教 授	5 号 館 3 階
12	解 剖 学	河 上 淳 一	講 師	4 号 館 3 階
		鳥 海 拓	教 授	4 号 館 3 階
13	解 剖 学 実 習	鳥 海 拓	教 授	4 号 館 3 階
14	口 腔 解 剖 学	鳥 海 拓	教 授	4 号 館 3 階
15	口 腔 解 剖 学 実 習	河 上 淳 一	講 師	4 号 館 3 階
16	発 生 学	鳥 海 拓	教 授	4 号 館 3 階

17	組 織 学	横須賀 宏 之	准 教 授	4 号 館 3 階
18	口 腔 組 織 学	辻 村 麻 衣 子	教 授	6 号 館 2 階
19	生 理 学	佐 藤 義 英	教 授	5 号 館 3 階
		那 須 輝 顕	講 師	5 号 館 3 階
20	感 染 微 生 物 学	三 上 正 人	教 授	4 号 館 3 階
21	病 理 学	岡 田 康 男	教 授	病 院 3 階
22	薬 物 療 法 学	二 宮 一 智	教 授	6 号 館 2 階
23	歯 科 薬 物 療 法 学	二 宮 一 智	教 授	6 号 館 2 階
24	歯 科 理 工 学	五十嵐 健 輔	准 教 授	5 号 館 3 階
		大 熊 一 夫	教 授	5 号 館 3 階
25	歯 科 理 工 学 実 習	大 熊 一 夫	教 授	5 号 館 3 階
26	専 門 歯 科 治 療 概 論	海 老 原 隆	教 授	病 院 3 階
27	医 療 統 計 学	石 井 瑞 樹	講 師	病 院 1 階
28	生 体 機 能 調 節 学	森 田 貴 雄	教 授	5 号 館 3 階
29	顎 口 腔 運 動 制 御 学	佐 藤 義 英	教 授	5 号 館 3 階
30	唾 液 と 唾 液 腺	森 田 貴 雄	教 授	5 号 館 3 階
31	健 康 科 学 II	鴨 田 剛 司	准 教 授	4 号 館 3 階

第 3 学 年

1	早期臨床実習Ⅱ	高橋靖之	准教授	病院 2 階
2	地域口腔保健学	鴨田剛司	准教授	4号館 3階
3	口腔保健学実習	鴨田剛司	准教授	4号館 3階
4	分子生命科学実習	森田貴雄	教授	5号館 3階
5	組織・口腔 組織学実習	辻村麻衣子	教授	4号館 3階
6	生理学実習	佐藤義英	教授	5号館 3階
7	生体防御学	三上正人	教授	4号館 3階
8	感染微生物学・ 生体防御学実習	三上正人	教授	4号館 3階
9	口腔病理学	岡田康男	教授	病院 3階
10	病理診断学実習	岡田康男	教授	病院 3階
11	歯科薬物療法学実習	福井佳代子	講師	5号館 3階
12	歯科理工学	大熊一夫	教授	5号館 3階
13	歯科放射線学	小椋一郎	教授	病院 1階
14	保存修復学	鈴木雅也	教授	7号館 4階
15	歯冠補綴架工義歯学	上田一彦	教授	7号館 4階
16	歯内療法学	両角俊哉	教授	病院 4階
17	歯周疾患治療学	佐藤 聡	教授	病院 4階

18	齒科矯正学	飯島重樹	教授	7号館4階
19	齒科矯正学実習	飯島重樹	教授	7号館4階
20	小児歯科学	黒木淳子	教授	病院4階
21	有床義歯学Ⅰ	水橋史	教授	7号館3階
22	有床義歯学Ⅱ	水橋史	教授	7号館3階
23	有床義歯学実習	水橋史	教授	7号館3階
24	地域包括ケア学Ⅱ	白野美和	准教授	病院1階
25	地域包括ケア実習	白野美和	准教授	病院1階
26	口腔顎顔面外科学	戸谷収二	教授	病院2階
27	口腔腫瘍学	岡田康男	教授	病院3階
28	齒科症候学演習	水谷太尊	准教授	病院3階

第 4 学 年

1	医 療 倫 理	石 井 瑞 樹	講 師	病 院 1 階
2	医 療 法 律 学	寺 尾 昌 樹	非 常 勤 講 師	/
3	齒 科 医 療 コミュニケーション実習	井 口 麻 美	准 教 授	
4	齒 科 法 医 学	岩 原 香 織	生 命 齒 学 部 教 授	/
5	医 療 情 報 理 学 医 療 管 理 学	石 井 瑞 樹	講 師	
6	齒 科 薬 剂 学	福 井 佳 代 子	講 師	5 号 館 3 階
7	齒科麻酔と救急処置	井 口 麻 美	准 教 授	病 院 2 階
8	口 腔 顎 顔 面 外 科 手 術 学	戸 谷 収 二	教 授	病 院 2 階
9	口 腔 外 科 学・全 身 管 理 学 実 習	小 林 英 三 郎	准 教 授	病 院 2 階
10	保 存 修 復 学 実 習	鈴 木 雅 也	教 授	7 号 館 4 階
11	齒 内 療 法 学 実 習	新 井 恭 子	准 教 授	病 院 4 階
12	齒 周 疾 患 治 療 学 実 習	佐 藤 聡	教 授	病 院 4 階
13	小 児 齒 科 学	黒 木 淳 子	教 授	病 院 4 階
14	小 児 齒 科 学 実 習	坂 井 幸 子	准 教 授	病 院 4 階
15	有 床 義 齒 学 実 習	水 橋 史	教 授	7 号 館 3 階
16	齒 冠 補 綴 架 工 工 義 齒 学	上 田 一 彦	教 授	7 号 館 4 階
17	齒 冠 補 綴 架 工 義 齒 学 実 習	上 田 一 彦	教 授	7 号 館 4 階

18	口腔顎顔面外科学	田中 彰	教 授	病 院 2 階
19	口腔顎顔面 外科診断治療学	田中 彰	教 授	病 院 2 階
20	高齢者歯科学	白野美和	准教授	病 院 1 階
21	障害者歯科学	大橋 誠	教 授	病 院 2 階
22	歯科心身医学	井口麻美	准教授	病 院 2 階
23	臨床診査・検査学	戸谷収二	教 授	病 院 2 階
24	歯性感染症	水谷太尊	准教授	病 院 3 階
25	顎咬合診断・ 口腔インプラント学	廣安一彦	教 授	病 院 1 階
26	口腔インプラント学実習	廣安一彦	教 授	病 院 1 階
27	歯科医のための学 内 科	大越章吾	教 授	7 号 館 3 階
28	外 科 学	大竹雅広	教 授	7 号 館 3 階
29	耳鼻咽喉科学	佐藤雄一郎	教 授	7 号 館 3 階

第 5 学 年

1	臨床（病院）実習	戸 谷 収 二	病 院 長	病 院 1 階
---	----------	---------	-------	---------

※新潟病院臨床実習期間中に、希望する者は選択実習として日本歯科大学附属病院（東京）での臨床実習を行う。

(32) 日本歯科大学学則（抜粋）

第1章 総 則

〔目 的〕

第1条 本学は、高等教育の教育機関として、広く知識を授けると共に、深く歯・顎・口腔の医学を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを目的とし、もって人類の文化の発展と福祉に寄与し、国民の健康な生活に貢献することを使命とする。

〔修 業 年 限〕

第3条 本学の修業年限は6年とする。

- 2 学生は、12年を超えて在学することができない。
- 3 第15条第1項に規定する編入学の学生は、同15条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて、在学することができない。
- 4 前2・3項の在学年数制限について、教授会の議を経て、学長が決定する場合は、制限年数を超えて在学することができる。

第4章 休学、転学および退学

〔除 籍〕

第21条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 指定の期日までに授業料等の学生納付金を納入しない者
- (2) 病気その他の理由で、成業の見込みがないと認められた者
- (3) 同一学年を2回留年した者
- (4) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者
- (5) 第17条第4項に定める休学期間（通算6年）を超えてなお修学できない者

〔復 籍〕

第21条の2 前条により除籍されたものについて、復籍を希望する場合は、保証人連署のうえ、復籍願を提出し、教授会の議を経て学長の許可を受け、復籍することができる。

- 2 学長は、別途定める復籍の許可条件を満たさないものは許可してはならない。

- 3 前項の復籍の許可条件およびその他必要な事項は、除籍者の復籍取扱い細則で定める。

第5章 授業料等学生納付金

〔授業料等納入時期〕

第22条 第12条に規定する以外の者は、授業料等を別表3のとおり毎年4月中に納入しなければならない。ただし、別に定めるところにより分納することができる。

〔原級に留まる者の授業料等〕

第22条の2 進級できずに原級に留まる者は、留まる原級の学年の授業料等を納入しなければならない。

〔休学を許可された者又は命ぜられた者の在籍費〕

第23条 休学を許可された者又は命ぜられた者は、休学中の期間も在籍費を納入しなければならない。なお、在籍費については別に定める。

2 その他休学期間中の授業料等に関し必要な事項は、別に定める。

〔停学に処せられた者の授業料等〕

第24条 停学に処せられた者の授業料等は、停学中の期間も納入するものとする。

〔追試験料、再試験料の納入時期〕

第25条 追試験料および再試験料は、試験施行前までに納入する。

〔学生納付金の不還付〕

第26条 既納の入学金、授業料等学生納付金は返還しない。ただし、理事長が認める場合は返還することができる。

第8章 試 験

〔試験の時期〕

第32条 試験は、学期の終わり、または授業の終わったときに行なう。

〔試験の方法〕

第33条 試験の方法は、筆記、口述、または実地試験とする。

〔休学した者の受験の制限〕

第34条 休学した者は、その学年の試験を受けることはできない。

〔受験の要件〕

第35条 試験は、授業料を完納した者でなければ、受けることはできない。

2 第36条および第37条の試験を受ける者は、授業料等のほかに追試験料、再試験料を納入しなければならない。

〔追 試 験〕

第36条 試験の当日病気その他やむを得ない理由のため、試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

〔再 試 験〕

第37条 試験に不合格となった者は、再試験を受けることができる場合がある。

第 9 章 進級判定，単位の認定および成績表示

〔進級判定，単位の認定〕

第38条 教授会は、試験の結果および出欠席の状況等を総合的に審査し、進級判定および単位の認定を行う。

〔成 績 表 示〕

第39条 授業科目の成績は、秀，優，良，可，不可の5段階をもって表示し、秀，優，良，可を合格とする。

2 成績発表は、成績表の交付をもって行なう。

第10章 卒業の認定および学士の学位授与

〔卒業の認定〕

第41条 本学に6年以上在学し、199単位以上を修得した者は、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

〔学士の学位授与〕

第42条 本学を卒業した者には、日本歯科大学学位規則の定めるところにより、学士（歯学）の学位を授与する。

第11章 賞 罰

〔表 彰〕

第43条 学力優秀、品行方正等他の学生の模範となる者については、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

〔懲 戒〕

第44条 この学則その他学内諸規程に違反し、または学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学および退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第21章 雑 則

〔定 型 約 款〕

第58条 この学則及びその他本学が定める諸規則を民法所定の定型約款とみなす。

2 前項の規定により定型約款とみなす学則等は、必要に応じて変更することができる。

(33) 日本歯科大学除籍者の復籍取扱い細則（抜粋）

第2条 除籍者の復籍は、原則として1回に限り、除籍となった日の翌年度から起算して2年を限度として認めることができる。

第3条

3 学則第21条第3号に該当し除籍された者で復籍を希望する者は、聴講生として復籍該当学年の授業及び実習を履修しなければならない。ただし、除籍時の学年が6学年のみを対象とする。

第4条 除籍者が復籍を希望する時は、所定の復籍願いを学長に提出しなければならない。

2 学則第21条第2号に該当し除籍された者は、前項の他に、本学附属の病院の医師等による診断書を提出しなければならない。

(34) 歯科医師法（抜粋）

（昭和23・7・30）
法律 2 0 2

第二章 免 許

〔免 許〕

第2条 歯科医師になろうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

〔免許の絶対的欠格事由〕

第3条 未成年者には、免許を与えない。

〔免許の相対的欠格事由〕

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為があった者

第三章 試 験

〔試験の内容〕

第9条 歯科医師国家試験は、臨床上に必要な歯科医学及び口くう衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

〔試験の実施〕

第10条 歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験は、毎年少なくとも1回、厚生労働大臣が、これを行う。

〔歯科医師国家試験の受験資格〕

第11条 歯科医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 学校教育法に基づく大学において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者。

- 二 歯科医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後1年以上の診療及び口腔衛生に関する実地修練を経たもの。
- 三 外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前2号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したものの。

第三章の二 臨床研修

第16条の2 診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。

第四章 業 務

第17条 歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

第17条の2 大学において歯学を専攻する学生であって、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督下に、歯科医師として具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医業（政令で定めるものを除く。次条において同じ。）をすることができる。



日本歯科大学新潟生命歯学部

新潟県新潟市中央区浜浦町 1-8

〒951-8580 電話 025(267)1500